

「電苑」同窓会 慶弔規程

制定 2016年10月30日

(目的)

第1条

本規程は、「電苑」同窓会に関する慶弔にあたっての取扱いを定める。

(対象)

第2条

本規程の対象者は、「電苑」同窓会の正会員及び特別会員とする。

ただし、「電苑」同窓会への貢献度の観点から役員会が認めた場合には、上記会員以外の者にも正会員や特別会員に準じて本規程を適用することができる。

(弔事の取扱い)

第3条

正会員及び特別会員の死亡に際しては、次の取扱いを行う。

(1) 正会員

原則として取扱いをしない。

ただし、会長又は役員が認めた場合に限り、弔電及び香典(1万円)又は供花を贈る。

(2) 特別会員

弔電及び香典(1万円)又は供花を贈る。

(教官退職者の取扱い)

第4条

特別会員であって勤務年数5年以上の教官の退職に際しては、感謝状及び金一封(勤務年数5年～9年：1万円、10年～19年：2万円、20年～29年：3万円、30年以上：5万円)を贈る。

なお、当該教官の勤務年数(電気工学科など「電苑」の母体となる学科での勤務を含む)が30年以上であって、且つ、定年退職の場合には、原則として、上記に加えて退職記念会又は退職記念会を組み入れた合同クラス会を開催する。

(受賞者の取扱い)

第5条

正会員及び特別会員が日本国の勲章や褒章、若しくは、内外を問わず同等以上の賞を受章した場合には、祝電及び金一封(1万円)を贈る。

(貢献者の取扱い)

第6条

「電苑」同窓会に対する活動への貢献や功績が大なる正会員及び特別会員には、役員会の推薦と承認によって表彰状又は感謝状及び盾を授与する。

(記念等の会の開催)

第7条

「電苑」同窓会及び正会員並びに特別会員に関する慶事や記念等に対しては、役員会の推薦と承認によって式典や会を開催することができる。

(金額等の変更)

第8条

本規程において第3条から第5条の金額及び贈物は、役員会が認めた場合には当該条文の趣旨範囲内で変更できる。

附則 本規程は、平成28年10月30日から実施する。